

貿易一般保険包括保険（鋼材）の引受基準について
一般社団法人日本鉄鋼連盟 線材製品協会 一般社団法人特殊鋼倶楽部

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00078

沿革 令和2年6月29日 一部改正

この規程は、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条第2項の規定に基づく保険契約の締結の制限及び第6条（附帯別表第3）に基づく内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。

記

1 基本的引受基準

- (1) 特約書第1条第1項に規定する対象契約は、「別紙1 2年未満案件の解釈等」に該当する2年未満案件に限るものとする。
- (2) 国際的取決めに基づく基準に適合しない対象契約については、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。また、契約金額が500億円を超える対象契約については、原則として保険契約を締結しない。
- (3) 公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告に基づく基準に適合しない対象契約については保険契約を締結しないこととする。
- (4) 「別表 国別引受基準」に適合しない対象契約であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した対象契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす対象契約に限るものとする（以下内諾書を発行した場合において同じ。）。

ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りではなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。

- ① 契約金額が1億円未満のもの
 - ② 仕向国、支払国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国でないもの
 - ③ 起算点（「別紙1 2年未満案件の解釈等」2に規定するものをいう。）から最終決済日までの期間（以下「ユーザンス」という。）が1年以内のもの
- (5) 契約発効条件のある対象契約の保険契約の申込みは、日本貿易保険は対象契約の発効前に生じたてん補事由に係る損失についてはてん補する責めに任じないことから、当該契約の発効日以降行うものとする。ただし、対象契約の発効前の申込みを妨げるものではない。

なお、対象契約が部分的に順次発効する契約の場合にあっては、当該契約の発効部分について、内容変更通知により順次申込みを行うものとする。

- (6) 対象契約の相手方（対象契約の相手方が複数の場合にあっては、いずれかの者とする。）が保険契約の申込時（保険契約の締結後に代金の額が増額変更された場合の当該増額部分にあっては、内容変更通知時。以下同じ。）において海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074。以下「名簿規程」という。）第1条により日本貿

易保険が作成する海外商社名簿（以下「名簿」という。）上事故管理区分Bに格付けされている場合又は名簿規程別表3第1号から第6号の事由により名簿から削除されている場合は、保険契約の申込みを要しない。

(7) 貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17-制度-00045。以下「運用規程」という。）第22条から第24条までのいずれかに該当する対象契約については、特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1(4)①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。ただし、以下①又は②に該当する対象契約については、内諾書を発行したものとみなす。

① 運用規程第22条又は第24条に該当する対象契約

② 運用規程第23条に該当する対象契約のうち、既に内諾書に基づき保険契約を締結した対象契約と以下イからハまでのすべてを同じくする対象契約

イ 対象契約の相手方及び支払人

ロ 支払国、仕向国及び子会社の所在国

ハ 決済条件

(8) 次のいずれかに該当する対象契約は、特約書第1条第1項の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該対象契約について、被保険者が保険契約の締結を希望する場合は、特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。

① 契約金額の全部又は一部が「別紙3 政府開発援助契約等」の1(1)(決済方式を問わない。)又は2に該当する対象契約

② 契約金額の全部が、前受金により支払を受ける対象契約

(9) 特約書附帯別表第3第1項に規定する「保険申込みを要すると定めているもの」とは、2 国別引受基準の(1)③-1又は③-2の条件に該当する対象契約とする。

(10) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる対象契約については、以下のとおりとする。

① 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国（令和2年6月8日 20-制度-00120。以下「勧告対象国」という。）1に掲げる国を対象契約の相手方(対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該代金の支払人とする。以下①及び②において同じ。)の所在する国又は取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）の発行銀行又は確認銀行の所在する国（ILCの発行銀行又は確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、本店の所在する国とする。以下②において同じ。）とする対象契約のうち、ユーザンスが1年以上のものであって当該対象契約の相手方又はILCの発行銀行若しくは確認銀行が名簿上名簿区分Gに格付けされているもの（以下「ユーザンスが1年以上の公的債務者向け対象契約」という。）については、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

② 勧告対象国2に掲げる国を対象契約の相手方の所在する国又はILCの発行銀行又は確認銀行の所在する国とする対象契約のうち、ユーザンスが1年以上の公的債務者向け対象契約であって、契約金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、特約書第1条第1項の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保

険が内諾書を発行したものに限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。

- (11) 防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。）に係る対象契約については、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約を除く。

2 国別引受基準

仕向国、支払国又は保証国により国別引受基準を次のとおりとする。なお、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」によるものとする。

(1) 引受停止国

次の① - 1、① - 2及び②に該当する対象契約は、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

③ - 1及び③ - 2の条件に該当する対象契約については、保険申込みを要する。当該条件に該当しない対象契約については、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

① - 1 次表に掲げる国が仕向国、支払国又は保証国となる対象契約

アフガニスタン	イエメン	北朝鮮	キューバ
シリア	ソマリア	中央アフリカ共和国	ベネズエラ
南スーダン共和国	リビア		

① - 2 キプロス北部トルコ占領地域又はジョージア南オセチア自治州若しくはアブハジア自治共和国が仕向地、支払地又は保証地（仕向地、支払地及び保証地については「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」を準用）となる対象契約

② 次表に掲げる国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる対象契約（政府開発援助契約等及び前受金により支払いを受ける対象契約を除く。）

エリトリア	ハイチ		
-------	-----	--	--

（注1）②における政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。（(2)①において同じ。）

イ 対象契約の全体が政府開発援助契約等に該当する場合について、保険契約を締結する。

ロ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、前受金により支払いを受ける場合、現地通貨により決済される場合又は I L C（日本又は第三国（上記① - 1、① - 2及び②に該当する国を除く。以下同じ。）の銀行（保険契約の申込時において名簿上 G S 格、G A 格若しくは G E 格又は S A 格に格付けされているものに限る。以下（注2）ロ及び③ - 1 (ii)ロにおいて同じ。）が発行又は確認する場合に限る。）により決済される場合について保険契約を締結する。この場合、I L Cの取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

（注2）前受金により支払いを受ける対象契約の取扱いは次のとおりとする。

イ 対象契約の契約金額の全部が、前受金により支払いを受けるものについては保険契約を締結する。この場合、前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

ロ 一の対象契約のうち一部が前受金により支払いを受ける場合であって、当該部分を除いた全てが、現地通貨又は第三国の銀行が発行若しくは確認する I L C により決済される場合について、保険契約を締結する。この場合、I L C の取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

③ - 1 イラクが仕向国、支払国又は保証国であって、以下に該当する対象契約

(i) 政府開発援助契約等

(ii) 下記イからハまでのうちいずれかのもの

イ 前受金により支払いを受ける対象契約

ロ 日本又は第三国の銀行が発行又は確認する I L C により決済される対象契約

ハ 支払が第三国となる対象契約

なお、上記(ii)イ又はロに該当し且つ支払国がイラクとなる場合は、I L C 取得又は前受金が受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

また、上記(ii)ロ又はハに該当する場合、当該国の引受条件に基づき保険契約を締結する。

③ - 2 ③ - 1 (ii)のうち以下に該当するもの、及びイラク財務省保証付き I L C 決済の案件

(i) 契約金額が10億円を超える対象契約

(ii) イラク国内における貨物の引渡しを支払条件と定めている取引（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070）II〔1〕8（5）に規定する料率の適用を受ける案件に該当するもの）

ただし、上記(i)に該当する案件、イラク財務省保証付 I L C 決済の案件、及び(ii)に該当する部分について、日本貿易保険が内諾書を発行した場合に限り、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

(注1) ③ - 1における政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。

イ 対象契約の全体が、政府開発援助契約等に該当する場合について、保険契約を締結する。

ロ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた残りの契約金額の全部又は一部が③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する場合（ただし、③ - 2に該当する場合を除く。）、政府開発援助等及び当該③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する部分について日本貿易保険はてん補する責めに任ずる（ただし、下記ハに該当する場合を除く。）

ハ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、③ - 2 (i)に該当する対象契約又は残りの契約金額の全部又は一部が③ - 2 (ii)若しくはイラク財務省保証付き I L C 決済に該当する場合であって、日本貿易保険が内諾書を発行した場合には、当該内諾書に基づき、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。日本貿易保険が内諾書を発行しなかった場合には、③ - 2 (i)に該当する対象契約については、政府開発援助契約等に該当する部分についてのみ、③ - 2 (i)に該当しない対象契約については、政府開発援助契約等及び③ - 1 (ii)に該当する部分（ただし、③ - 2 (ii)に該当する部分を除く。）について、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。なお、前受金の受領及び I L C の取得に係る日本貿易保険のてん補責任については、③ - 1 の取

扱いと同様とする。

ニ 上記イからハ以外の場合、一の対象契約のうち政府開発援助等に該当する部分のみ、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

(注2) ③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する対象契約とは次のものをいう。

イ 対象契約の契約金額の全部が、③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当するもの

ロ 対象契約の契約金額の一部が、③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する場合は、その該当部分

(注3) 「イラク財務省保証付き I L C 決済の案件」とは次のものをいう。

対象契約の契約金額の全部又は一部が、イラク財務省保証付き I L C により決済されるもの（契約金額の一部が、イラク財務省保証付き I L C により決済される場合は、その該当部分）

(2) 条件付引受国

① 引受基準

政府開発援助契約等又は対象契約の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、対象契約における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合しない対象契約については引き受けない。したがって、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I L C により決済を行う場合であって、対象契約の保証国が支払国以外の国の場合にあつては、「別表 国別引受基準」の基準は支払国に替えて保証国とする。

② 条件等

イ 「別表 国別引受基準」の『契約等の金額の上限』欄に金額の記載のある国を支払国（保証国がある場合には当該保証国）とする対象契約については、対象契約の契約金額が当該『契約等の金額の上限』欄の金額の範囲内である場合に保険契約を締結するものとする。

ロ 対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 国別引受基準」の『決済方法に係る条件』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L C による決済又は前受金による支払いを条件とする（I L C の額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L C の取得又は前受金が受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

ハ 「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄に条件が記されている国に関する対象契約に係る保険契約については、同欄の定めに従い当該条件を適用する。

附 則〔抄〕

附 則〔令和2年6月29日〕

この改正は、令和2年7月3日から実施する。

[別紙 1]

2年未満案件の解釈等

- 1 2年未満案件とは、次のいずれかに該当する対象契約をいう。
 - (1) 代金の決済が起算点から2年未満までに行われる対象契約
 - (2) 代金の10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上経過して行われ、その他の部分の決済が起算点から2年未満までに行われる対象契約

- 2 起算点については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。
 - ① 単体貨物：一個体毎に機能を有するもの又は使用し得るもの：
 - ・ E/S（各船積時）起算又はM/S（中間船積時＝契約金額の50%を超えて船積みされた時）起算以前
 - ② 複合貨物：2種類以上の貨物の組み合わせにより機能するものであって、据付指導等の責任を有さないもの：
 - ・ E/S、M/S又はLM/S（主要貨物船積時＝通常付属部品を除く本体貨物のL/S（最終船積時）又は契約金額の95%を超えて船積みされた時）起算以前
 - ③ 複合貨物：2種類以上の貨物の組み合わせにより機能するものであって、据付指導等の責任を有するもの：
 - ・ P/A（仮引渡時）起算又はC/O（検収テスト終了時）起算以前

(備考)

- 1 E/S : Each Shipment
- 2 M/S : Middle Shipment
- 3 LM/S : Last Major Shipment
- 4 P/A : Provisional Acceptance
- 5 C/O : Commissioning

[別紙 2]

仕向国及び支払国等の取扱い

- 1 対象契約の仕向国は、以下によるものとする。
 - ① 貨物の最終到着地の属する国
 - ② 本邦内において貨物の受渡しを行う対象契約の場合は、対象契約に定める最終仕向地の属する国（対象契約に最終仕向地を定めていない場合にあつては、対象契約の相手方が所在する国）

- 2 対象契約の支払国は、以下によるものとする。
 - ① 対象契約の相手方が所在する国
 - ② 対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該代金の支払人が所在する国

- 3 対象契約の保証国は、以下によるものとする。
 - ① I L Cにより決済を行う場合は、I L C発行銀行の所在する国（I L C発行銀行が支店の場合であつて支店と本店の所在する国が異なる場合には、当該支店の所在する国）
 - ② 確認付のI L Cの場合は、当該I L Cの確認銀行が所在する国（I L C確認銀行が支店の場合であつて支店と本店の所在する国が異なる場合には、当該支店の所在する国）

[別紙 3]

政府開発援助契約等

政府開発援助契約等とは、次に掲げる借款等（注）により決済される対象契約をいう。

- 1 決済がL/Cスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者への直接送金のいずれかにより行われる借款等
 - (1) 日本政府が行う円借款等政府開発援助
 - (2) 国際協力銀行に係る貸付契約
 - (3) 国際復興開発銀行（IBRD）借款
 - (4) 国際金融公社（IFC）借款
 - (5) 国際開発協会（IDA）借款
 - (6) アジア開発銀行（ADB）借款
 - (7) 米州開発銀行（IDB）借款
 - (8) 欧州開発基金（EDF）借款
 - (9) 欧州投資銀行（EIB）借款
 - (10) 国際農業開発基金（IFAD）借款
 - (11) 欧州復興開発銀行（EBRD）借款
 - (12) アフリカ開発銀行（AfDB）借款
 - (13) アフリカ開発基金（AfDF）借款
 - (14) カリブ開発銀行（CDB）借款
 - (15) アンデス開発公社（CAF）借款
 - (16) 中米経済統合銀行（CABEI）借款
- 2 日本政府が支払人となる贈与又は無償供与等

注：保険契約の申込時において、当該借款等の契約が締結済（発効条件が付されている借款等の契約にあつては契約発効済）であることを書面にて確認できる場合に限る。

[別表]

国別引受基準

国コード	国名	契約等の金額の 上限（億円）	ユーザンスの 上限（年）	決済方法に 係る条件	その他の 条件
150	アゼルバイジャン		1		
503	アルジェリア		1		
413	アルゼンチン	1	0.5		
229	アルバニア		1		
151	アルメニア	20	1		
535	アンゴラ	20	1		注 1
331	アンティグア・バーブーダ	5	1		
133	イラン	5	1		注 2
542	ウガンダ	20	1		
238	ウクライナ	20	1		
152	ウズベキスタン		1		
406	エクアドル	5	1		
506	エジプト		1		
556	エスワティニ	10	1		
538	エチオピア	5	1		
309	エルサルバドル		1		
141	オマーン		1		
517	ガーナ	20	1		
522	カーボベルデ	10	1		
403	ガイアナ	10	1		
531	ガボン	5	1		
153	カザフスタン		1		
527	カメルーン	20	1		
511	ガンビア	5	1		
120	カンボジア	20	1		
244	北マケドニア		1		
513	ギニア	5	1		
512	ギニアビサウ	5	1		
381	キュラソー（蘭）		1		
230	ギリシャ		1		
615	キリバス	5	1		
154	キルギス	5	1		
607	クック諸島		1		
329	グレナダ	1	0.5		
541	ケニア	20	1		
516	コートジボワール	20	1		
248	コソボ	10	1		
558	コモロ	5	1		
532	コンゴ共和国	1	0.5		
533	コンゴ民主共和国	1	0.5		
610	サモア独立国	5	1		
536	サントメ・プリンシペ	5	1		
554	ザンビア	1	0.5		
514	シエラレオネ	5	1		
539	ジブチ	5	1		

国コード	国名	契約等の金額の 上限（億円）	ユーザンスの 上限（年）	決済方法に 係る条件	その他の 条件
316	ジャマイカ	20	1		
157	ジョージア（南サハ自治州・アブ ハズ自治共和国を除く）	20	1		
549	ジンバブエ	1	0.5		
507	スーダン	1	0.5		
404	スリナム	10	1		
125	スリランカ	20	1		
158	西岸・ガザ（パレスチナ自治区）	5	1		注3
544	セーシェル	10	1		
530	赤道ギニア	5	1		
510	セネガル		1		
335	セントクリストファー・ネイビス	10	1		
336	セントビンセント・グレナディーン諸島	10	1		
330	セントルシア	10	1		
613	ソロモン	5	1		
155	タジキスタン	5	1		
543	タンザニア	20	1		
528	チャド	5	1		
504	チュニジア	20	1		
624	ツバル	5	1		
518	トーゴ	10	1		
333	ドミニカ	5	1		
156	トルクメニスタン	5	1		
234	トルコ		1		
614	トンガ	5	1		
524	ナイジェリア	20	1	I L C	
550	ナミビア	20	1		
609	ニウエ島（ニューゼーランド）		1		
310	ニカラグア	5	1		
525	ニジェール	5	1		
131	ネパール	20	1		
135	バーレーン		1		
124	パキスタン	5	1		
611	バヌアツ	5	1		
602	パプアニューギニア	20	1		
411	パラグアイ		1		
319	バルバドス	1	0.5		
127	バングラデシュ		1		
128	東ティモール	10	1		
324	プエルトリコ（米）		1		
612	フィジー		1		
132	ブータン	10	1		
410	ブラジル		1		
521	ブルキナファソ	5	1		
534	ブルンジ	1	0.5		
621	米領サモア		1		
519	ベナン	20	1		

国コード	国名	契約等の金額の 上限（億円）	ユーザンスの 上限（年）	決済方法に 係る条件	その他の 条件
239	ベラルーシ	20	1		
308	ベリーズ	5	1		
243	ボスニア・ヘルツェゴビナ	5	1		
408	ボリビア		1		
307	ホンジュラス		1		
625	マーシャル諸島	5	1		
546	マダガスカル	5	1		
553	マラウイ	5	1		
520	マリ	5	1		
626	ミクロネシア	5	1		
122	ミャンマー	20	1		
509	モーリタニア	5	1		
545	モザンビーク	1	0.5		
126	モルディブ	5	1		
240	モルドバ	5	1		
107	モンゴル	5	1		
247	モンテネグロ	5	1		
144	ヨルダン		1		
121	ラオス	5	1		
515	リベリア	5	1		
526	ルワンダ	10	1		
552	レソト	10	1		
146	レバノン	1	0.5	I L C	

注1：対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）である場合、次のいずれかに該当するときに保険契約を締結するものとする。

- ① 対象契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cにより決済される場合。
この場合、I L Cの取得された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。
- ② アンゴラ中央銀行が対象契約の契約金額の全部について決済を認める場合

注2：対象契約における仕向国、支払国又は保証国である場合、保険契約の申込時において、対象契約について取引銀行による資金決済の取扱いが可能であることが確認できているときに保険契約を締結するものとする。

注3：対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）である場合、保険契約の締結に際し、保険証券に次の特約を記載する。対象契約における仕向国である場合、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、同様とする。

「株式会社日本貿易保険は、戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」